



(ア) 訓練を伴う活動

- a 火災防ぎょ活動…消防ポンプを用いた消火活動
- b 車両・維持管理活動…嘱託員独自で月1回程度の車両、  
機械点検等の維持管理・  
正団員と共同で月1回程度の車両、  
機械点検等の維持管理
- c 災害時後方支援…救護活動・交通誘導
- d 風水害への対応…土のう作り・シート張り・チェーン  
ソーの取扱い・避難所での支援
- e 地震への対応 …救助活動・避難所での支援
- f 防災講習受講 …指導者養成講習
- g 救護講習受講 …指導者養成講習
- h ラッパ吹奏 …辞令交付式・出初式・各種イベント

(イ) 訓練を伴わない活動

- a 火災防ぎょ活動…残火警戒
- b 車両・維持管理活動…嘱託員独自で月1回程度の車両、  
機械点検等の維持管理・  
正団員と共同で月1回程度の車両、  
機械点検等の維持管理
- c 災害時後方支援…補食運搬・資機材の運搬・交通誘導
- d 風水害への対応…巡回による避難の呼びかけ
- e 地震への対応 …状況調査・巡回による避難の呼びかけ
- f バイク隊 …巡回・状況調査・物資運搬
- g ドローン隊 …状況調査
- h 予防広報 …SNS・チラシ制作・訓練、式典、災害  
時、イベントでの写真・動画撮影
- i 防災講習・啓発…住民向け・保育園向け・小中学校防災  
教育・企業向け
- j 救護指導 …心肺蘇生・AED・止血・その他  
(※資格を持った方による指導)
- k ラッパ吹奏 …辞令交付式・出初式・各種イベント
- l 予防査察 …水利点検・水利付近の環境整備・住宅  
訪問

<p><u>イ</u> 登録した活動内容に応じて、本団主催の各事業については、団長から分団長を通じて依頼を受けた場合のみ出席する。</p> <p><u>ウ</u> 登録した活動内容に応じて、分団主催の各事業については、分団長から依頼を受けた場合のみ出席する。</p> <p><u>エ</u> その他、団長が必要と認めたとき。</p> <p><u>オ</u> 基本的に各分団の班に所属し、出勤した嘱託員の把握は、各班長を通じて、各分団長が行う。</p> <p><u>カ</u> 火災や風水害による出勤は、原則として、出身分団で発生した場合とする。</p> <p><u>キ</u> その他要請があった場合。</p> <p><u>ク</u> 各分団の実情に応じて、嘱託員独自の班を編成し、嘱託班専用車両を所有することもできる。</p> <p><u>ケ</u> 嘱託員独自の班は、班長を置き、出勤した嘱託員の把握は、その班長を通じて、各分団長が行う。</p> <p><u>コ</u> 新入団員については、春季訓練・辞令交付式へ出席できる。</p>	<p><u>ア</u> 本団主催の各事業への出席は必要ないものとする。</p> <p><u>イ</u> 分団とのポンプ操作訓練等（水出し訓練）は必ず出席する。ただし、分団主催の各事業については、分団長から依頼を受けた場合のみ出席する。</p> <p><u>ウ</u> その他、団長が必要と認めたとき。</p> <p><u>エ</u> 出勤した嘱託員の把握は、各分団長が行う。</p> <p><u>オ</u> 火災や風水害による出勤は、原則として、出身分団で発生した場合とする。</p> <p><u>カ</u> その他要請があった場合。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更・追加)</p>
<p>(2) 救護嘱託員</p> <p><u>ア</u> 嘱託救護班とし、救急救命・補食運搬・啓発活動・初期消火訓練を行う。</p> <p><u>イ</u> その活動は、災害時の指揮系統も含めて団長のもと本団付きとするが各分団主催の訓練活動には、申し入れの上、参加することができる。</p> <p><u>ウ</u> 新入団員については、春季訓練・辞令交付式へ出席できる。</p>	<p>(2) 女性</p> <p><u>ア</u> 救護係とし、救急救命・啓発活動・初期消火訓練を行う。</p> <p><u>イ</u> 救護講習会と実地訓練の中で救護訓練を実施する場合は出席する。</p> <p><u>ウ</u> 新入団員については、春季訓練・辞令交付式へ出席する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>7 報酬等</p> <p>(1) 嘱託員の報酬及び費用弁償については下記のとおりとする。</p> <p><u>ア</u> 年額報酬 …年間10,000円とする。</p> <p><u>イ</u> 出勤報酬 (火災等災害時)…正団員に準ずるものとし、4時間以上従事した場合は、10,000円、4時間未満従事した場合は5,000円とする。 (訓練・行事等)…正団員に準ずるものとし、1回につき4,000円とする。</p>	<p>7 報酬等</p> <p>(1) 嘱託員の報酬及び費用弁償については下記のとおりとする。</p> <p><u>ア</u> 年報酬として年間、10,000円を支払う。</p> <p><u>イ</u> 出勤時間1時間あたり720円(時間単位で、30分以上切り上げ)を支払う。</p> <p><u>ウ</u> 休日(年末3日間と年始3日間)、週休日(土・日曜日)、祝祭日の出勤は、時間単価に135/100をかけた金額を支払う(972円)。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

<p><u>ウ</u> 出動報酬に含まれる出動は、下記の内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 出身分団で発生した火災の出動</li> <li>b <u>本団及び分団</u>と行う訓練</li> <li>c 出初式や火災出動で分団の団員が手薄になったときの地区内の<u>詰所</u>での待機</li> <li>d 予防査察や、防火水槽の泥だし等分団事業への協力</li> <li>e その他団長が認めたもの</li> </ul> <p><u>エ</u> 出動報酬に含まれない出動は、下記の内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 分団で行う慰労会等へ出席した時間</li> <li>b 祭事等への協力</li> </ul> <p>(2) <u>嘱託員には、登録した業務に応じて、作業服、ヘルメット、アポロキャップ、運動靴、安全靴、救護かばん及びワッペンを貸与する。貸与品の取り扱いについては、所属する分団で管理・引継ぎを行う。なお、嘱託員を辞した時は、貸与品を分団に返還する。</u></p> <p>(3) 補償については、消防団員等公務災害補償条例（阿南町条例昭和41年8月23日条例第17号）による。</p> <p><u>(4) (削除)</u></p>	<p><u>エ</u> 出動手当に含まれる出動は、下記の内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 出身分団で発生した火災の出動</li> <li>b 分団と行う訓練</li> <li>c 出初式や火災出動で分団の団員が手薄になったときの地区内での待機</li> <li>d 予防査察や、防火水槽の泥だし等分団事業への協力</li> <li>e その他団長が認めたもの</li> </ul> <p><u>オ</u> 出動手当に含まれない出動は、下記の内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 分団で行う慰労会等へ出席した時間</li> <li>b 祭事等への協力</li> </ul> <p>(2) <u>男性嘱託員には、作業服、ヘルメット、安全靴、ワッペンを貸与する。女性嘱託員には、作業服、ヘルメット、アポロキャップ、運動靴、救護かばん及びワッペンを貸与する。貸与品の取り扱いについては、所属する分団で管理・引継ぎを行う。なお、嘱託員を辞した時は、貸与品を分団に返還する。</u></p> <p>(3) 補償については、消防団員等公務災害補償条例（阿南町条例昭和41年8月23日条例第17号）による。</p> <p><u>(4) 退職報償金は、町からの支給基準により支給する。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>
--	---	---